

中札内村土壌診断事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、元気な農業サポート事業実施要領（令和4年訓令第16号）で定める事業のうち土壌診断の助成に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中札内村農業協同組合（以下「農協」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 毎年4月1日から12月31日までに農協に提出をした土壌診断に係る経費とする。ただし、他の補助金の交付対象となっているもの及び試験分析等により経費が無償となっているものは、対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、農業者1人あたり補助対象経費の2分の1を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は1万円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象者は、中札内村土壌診断事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 土壌診断経費の請求書の写し又は土壌診断を実施したことが分かる書類
- (2) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書等を審査し、交付の可否を決定し、中札内村土壌診断事業補助金交付決定兼額確定通知書（第2号様式）又は中札内村土壌診断事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をもって補助金の額を確定するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 村長は、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた者がいるときは、直ちに補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について

返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。